

平成22年度第3回広島県男女共同参画審議会会議録

- 1 日 時 平成22年12月2日(木) 10:00~12:00
- 2 場 所 県庁北館4階第4会議室
- 3 出席委員 岡田委員, 川瀬委員, 繁政委員, 武井委員, 寺本委員, 野原委員,
- 4 欠席委員 島田委員, 土屋委員, 中野委員, 松尾委員
- 4 議 題 「広島県男女共同参画基本計画(第3次)」に盛り込むべき事項について
- 5 担当部署 広島県環境県民局総務管理部人権男女共同参画課 男女共同参画推進グループ
電話 082-513-2746 (ダイヤルイン)

6 会議の内容

(1) 開会

ア 出席者数の確認

委員総数10人に対し出席委員は6人で広島県男女共同参画審議会規則第3条第3項に定める過半数を満たしていることを事務局から報告。

イ 会議署名者の指名

広島県男女共同参画審議会運営要領第3条第2項の規定に基づき、会長が武井委員を第3回審議会会議録の署名者に指名。

(2) 議事

ア 【議題】「広島県男女共同参画基本計画(第3次)」に盛り込むべき事項について

- 事務局から資料1~資料3について説明。

(主な意見等)

資料2 1ページ

(会長)

- 最終的な答申の(案)を本日でつめていく。順を追って進める。「具体的施策」の内容に入る前に、まず施策体系について、安心づくりの2のところを確認しておきたい。現行計画では「男女間におけるあらゆる暴力」となっていた。それを、それではとてもカバーしきれない問題というか、「男女間」だとかえて問題が狭められてしまうのではないかということと、あらためて国連からの様々な勧告もでたし、国の第3次計画案でも「女性に対する暴力」という国際的に使われている「Violence against Women」を訳したものだがこれを使っていることを踏まえて、変えてはどうかと提案し、審議会の案としてはこれを出した。するとこれについての県民意見が寄せられ、なにも女性に対する暴力だけではない現状を鑑み、男女共同参画という動きを考えたら「男女間におけるあらゆる暴力の根絶に向けた取組の推進」というこちらの方をなぜ変えるのか、わからないという御意見、元の方がよいのではないかといった御意見が寄せられた。ここについてみなさんの御意見を伺いたい。

(委員)

- 私は審議会で検討した「女性に対するあらゆる暴力の根絶」というのは、正しい表現だと思う。確かに現行計画では「男女間におけるあらゆる暴力の根絶」となっているが、実態として女性に対する暴力が9割を超えているので、これがちょっと弱められて、レアケースである男性に対する女性の暴力が、女性に対する暴力と同等に扱われることをむしろ懸念する。むしろ女性に対する暴力の方が一般的で、多いのだという認識をしていただくためにも、あ

えて文章表現としては、「女性に対するあらゆる暴力の根絶」という方が正しいのではないかと思う。

- 私はこの部分だけ見ると、「女性に対する」とした方がいいと思うが、全体の枠組みで見ると、例えば今回の第3次は男性に対する取組を強化していくということなので、今まで以上に男性に受け入れられるものでないといけないと思う。このときに男性がこれを見て、どういう判断をされるのか。人によっては、この計画は女性だけのものなのかというふうにとられて、取組が遅れてしまうということが懸念される。また、ほかにも今回父子家庭の問題とか、高齢者においても女性のみでなく男性も対象であるとか、幅は広い。だからこの部分も対象をグッと女性にしぼってしまうと、受け取り方がどうなのかなと思う。だから、「男女間」ということを検討すべきではないかと思う。
- 私は「女性に対する」の方がいいと思う。今までずっとやってきて、変わり映えがないから、インパクトを持たせるという意味でも「男女間」から「女性に対する」に変更してもいいと思う。現行計画のままだと、「今までと同じか」ととられるので、女性を前に出して先に女性を守っていくという姿勢を出すことはいいと思う。
- 第3次で国は「女性に対する」と書いているが、第2次でも使っている。

(会長)

- ずっと変えていない。

(委員)

- 広島県の計画がなぜ「男女間」ということになったのかその経緯がわからないのだが。

(会長)

- 計画の策定には、私も野原委員も携わってきて、この点については大いに反省しているのだが、時代の流れでそのときは、その表現で進めることがいいと判断した。しかし、「男女間」という言葉そのものが、男性と女性間のみの暴力だけ狭いイメージが否めない。1次・2次とそのままできたが、その反省もこめて、今回提案させていただいている。おっしゃるように、男女共同参画と言いながら女性ばかりの対策になっているのではないかと、というのは理解できるのだが、男女間ということだけでは済まされない問題も入っている。組織的なセクシュアル・ハラスメントとか、子どもに対する問題とか。

(委員)

- 一年ばかり前になるが、府中町で夫が妻にフライパンで殴られて殺されるという事件があった。女性も強くなってきていると思う。
- だから、どちらが良いのかなと思う。男性の被害も出てくる可能性もある。実態はどうかよくわからないが、最近ニュースなどでもよく耳にする。そういうことであれば、時代を読むということになれば、またどちらが良いのかなという気もする。
- 家庭の中では、女性の方がかなり強いということもあるのではないかと。

(会長)

- 女性が暴言や暴力を振るうということはあるが、女性に対する暴力という言葉が国際的に使われているのは、その根本にあるパワーにより人を無理やりコントロールすることの問題点をこれが象徴している言葉だからだと思う。ただし、こういうふうに説明していかないとなかなか分かってもらえない。それで、もっといい表現はないかということで事務局にもいろいろ探してもらったのだが、なかなか当てはまるものがない。

(委員)

- ただ、男性から見ると、男女共同参画と書いてもらおうと非常にありがたい。それは、男も女も同じであるという意味合いになる。男性も被害者である。ただ、いかにも男性被害が多いように報道されているが、実態はほんの1パーセントにも満たない。マスコミはニュースバリューがあるので報道するが、比率としては、実際にはほとんどない。
- 珍しいからニュースになる。男性から女性に対するDVはニュースにならない。
- やはり、男性全般の意識改革をしていただきたいと思う。男性は今までの男性中心社会に甘えてついついそれでいいものだと思っているので、男女共同参画という表現を使ってちょっと男性の神経を和らげながらやっているのだが、もうそろそろ本論である「女性に対する」暴力という言葉になってもいいのではないかなと、そういう環境が整ってきたなという感じがしないでもない。この辺で変えてもいいと思う。
- 私は、「女性に対する」の方がいいと思う。ただ男性から見てこの計画がどのように受けとめられるかが気になる。今日は男性は野原委員しかおられないので、欠席の男性の委員がどう思っているのか知りたいと思う。

(会長)

- 事務局から欠席委員の御意見を報告してもらいたい。

(事務局回答)

- 島田委員は中間取りまとめのとおり、「女性に対する暴力」の方がいいということ。理由は実態として女性の被害が多いからということ。男性の中野委員については、現行計画の「男女間のあらゆる暴力」の方がよいということ。理由は男性が女性から暴力を振るわれることもあるということで、女性の対策しかないのかと誤解されかねないような表現は用いるべきではないということ。それから男性の松尾委員は、現行計画の「男女間のあらゆる暴力」の方がよいということ。松尾委員は東広島市で男女共同参画を担当されている部署の部長だが、市の計画でも「男女間」という言葉を使っていて、市のDV相談でも男性が女性に暴力を振るわれているという件数は増えているということだった。以上。

(会長)

- この件に関しては単純に数だけの多数決ということではできないと思う。

(委員)

- 「男女間」であれば、男性も意見を言えるが、「女性に対する」では男性は意見を言いにくいということはある。ただインパクトという点では「女性に対する」の方があると思うが。
- 私は「女性に対する」の方が実態にあっていると思う。さきほど欠席委員の意見もあったが、どちらかという、暴力を振るう男性というのはおとなしくて職場では余り意見を言えないので、そのストレスを家庭に帰って暴力という形で発散してしまうというのが多いのではないかと思う。これからむしろ若い世代の中で増えていくのではないかと懸念している。また女性から男性へのDVが増えているということだが、パーセンテージがはっきりしないしその中身がどういうものかもわからないので、そのことを取り入れようと思ったら、どういう相談でどういう対応をしたのか見ないといけない。男性が被害を受けることに脚光が当たって、私もDV被害者なのではないかと相談される方も

いらっしゃるが、よく聞いてみるとけんかをしているだけだとかということもあると思う。女性に対する暴力については、現場で対応しているとまだまだたくさん残っていて、本当に深刻なケースが多いと思うので、その点の意識を持っていただかないと現状は回復しないと思う。

- やはり男女平等と言うが、女性は言葉の暴力では強く、体力では男性に負けると思う。暴力という言葉の中には言葉の暴力も入るのか。
- 女性の意思決定権というものに対して、男性の暴力が女性を拘束をしているという視点がある。その視点だったら女性に対してというのがわかりやすいと思う。男性の相談が増えているというのだが、0が2、3件になったのかその程度はちょっとわからないので、どういうことなのかもう少し詳しく知りたいと思う。

(会長)

- 現行の基本計画は「男女間のあらゆる」になっているが、様々なことがそれで動いていって合意ができていのに、「女性に対する」に変えて問題のありかをきっちり焦点化したいと思ったときに、いろいろなところですんなりと調整されるのかそこは私も判断できないのだが、審議会は審議会の意見として出さなければいけない。ただし、意見もいろいろあるので、ひとまず、決定するのは具体的施策を議論するときとしてもよいか。

(異議なし)

資料2 2ページ

環境づくりについて、ここも多くの意見をいただいているが、皆様の御意見はいかがか。県民意見の②の「女性の貧困問題」をここでは「女性が生活上の困難に直面しやすい」と少し広く表現している。また、この環境づくりは男女共同参画社会の形成には不可欠なものであるということも加えていただいている。それも含めてどうか。

(委員)

- 下の下線部分にある「女性が生活上の困難に直面しやすい背景の一つ」というところで「背景の一つ」というのは表現が弱いと思う。主な原因というぐらい表現を強めてもいいと思う。非正規雇用かなりの割合で女性の貧困問題に直結している。
- 確かに表現が弱い感じがする。国の平成22年度の男女共同参画白書によれば、女性の相対的貧困率は非常に高い。その理由の一つに、こういうことがあると思う。県も国と同様に強調されてもいいのかなと思う。

(事務局)

- 国の第3次基本計画の表現は「背景の一つ」となっているので、それに合わせた表現になっている。

(委員)

- そうであれば余計に県の独自性として1歩踏み込んで強調してもいいかもしれない。今でもエソール広島では内職の斡旋をやっているようだが、内職の賃金は非常に低いと聞いている。これは本当に母子家庭、父子家庭もあるが母子家庭が圧倒的に多くて、貧困率も高いということは広島県としては看過しないということで臨まれてもいいのかなと思う。
- 「要因になっている」とするだけでも、大分違うと思う。「背景の一つ」を生かすなら、「という指摘もあります。」は削除していただきたい。

(会長)

- 事務局から国に準じた表現にしているという説明もあったが、やはり表現が弱いので「女性が生活上の困難に直面しやすい要因となっています。」か「背景の一つとなっています。」にしていきたい。できれば私たちとしては前の案にしたいと思う。

次に、企業に対するインセンティブの付与については、「具体的施策には盛り込まない。」という結果になっている。具体的施策の下に実際の事業の実施の段階で私たちの意見を取り入れて実施していただくということでもいいか。(意見等なし)

資料2 3ページ

この「成績主義」という言葉自体がどうだろうかということ。国の基本計画(案)と同様ということだが具体的にはどこか。

(事務局回答)

- 各地方公共団体における採用及び管理職の登用について、成績主義の原則を前提としてこれまでの慣行等にとらわれることなく、女性職員の職域拡大を図るなど職務経験を通じた積極的なキャリア形成を支援する、と書いてある。

(委員)

- ここに言う成績主義とは、男性も女性もずっと休まず働き続けて同じだけの能力を発揮している場合にこれまでは男性だけが評価されて女性は評価されなかったので、その能力に応じて評価しますよという意味だと思う。しかしここだけ見てしまうと、例えば出産で3か月休んだので成果が出なかったから、登用しない。それは成績主義にもとづくものだからということで、残業を何時間でもできる人の方が成果を上げているから、保育園に迎えにいく女性は成果を上げていないから評価はできないというふうに逆にとられかねないということか。
- この成績主義という言葉が、男性の都合にいいように使われるのではないかという懸念。
- 企業はやはりそれで女性を差別するような成績をつける。以前は育児休暇をとった年数だけ評価が下がったが、今度はそれが何年も続かないと標準に戻らないという、ますます成果主義によって女性が今まで以上に評価されなくなるというのを企業はやっている。
- この成績主義という言葉が、国の都合にいいように使われるのではないかという懸念がある。

(事務局回答)

- この部分は、働く場における男女共同参画の(1)だが、県が率先してということで県の職員についての記述の部分。ここに出しているのは修正が必要な部分なので、民間の部分についてはそのほかにある。
- 今、委員がおっしゃったのは、広く皆さんにどのようなとられ方をするかということだろうと思うが、ここの部分は民間がまだそこまでいっていないので、県は率先して育児休暇を取ったとしても、過去からの前歴加算を全部して、成績主義に基づいてやりますよ、という意味。だから、県が率先してそういうことを行いましょうということが書いてあるので一般論を言っているのではないということ。

(委員)

- いい例をつくって欲しいと思う。

(会長)

- 仕事と家庭が両立できる環境の整備についてもインセンティブの付与について意見があり、これについて対応済ということだが、具体的な施策のところでは、もう少しいろいろな工夫をして欲しいと思う。

次に中小企業の定義に関することで、小規模事業所を加えてはどうかという意見があったが、担当局では含まれているという回答。

(委員)

- 中小企業基本法を読むと、小規模事業所は別建てでやっている。県が言うことはよく分かるが、基本法がそういう整理になっているのだからできれば小規模事業所と併記した方がわかりやすくてまずまちがいはない。実は県の答えの方がかえって小規模事業所の逃げ道になってしまう可能性もあるので、そういう点ではちゃんと明記したほうがいいのかと私は思う。なお、小規模事業所のことを別名零細企業というが、零細企業という言葉は今、中小企業基本法では使っていない。
- 入れられないのであったら、注で入れたらどうか。
- そうですね。小規模事業所の方が女性の就労も多いし。

(会長)

- 次はワーク・ライフ・バランス。ここは、県民意見を入れて修正している。(意見なし)
- 次は多様なライフスタイルの部分の修正。(意見なし)

資料2 4ページ

(会長)

- 家族経営協定というのは、成立する数は余り進んでいないが、ただしとてもよい目安になるということか。具体的施策にもう一つ入るのか、目標値で整理するかというところだが。ここは調整中ということでお任せするというところでよろしいか。

(委員)

- 家族経営協定というのは、最初この制度ができるときにかかわった。農家によっては男性が主で女性が従なので、農家の中でも男性と女性と同じ立場になりましょうということで家族経営協定を作ったのだが、それがなかなか農家の主人となると権限が強いもので、一応女性も貯金通帳を作るのだが、この通帳が自由にならない、結局夫が持っているということでなかなか徹底していない。

(事務局回答)

- 調整の部分というのは、2次計画ではその言葉を入れていないが、具体的施策に入れるのか、数値として入れるのか、具体的施策をもう少し記述を深めるのかそのあたりを含めての調整である。担当局としては大切なことだと思っているのでもう少し時間をいただければと思う。

(委員)

- やはり女性がきちんと意見を言えるという言葉が欲しい。

(事務局回答)

- 補足させていただくと、担当局がこだわっているのが家族経営協定締結推進という言葉懸念しているのであって、委員が今おっしゃったような理念が入る方がいいのでは

ないかと思う。担当局がその言葉だけで入れたくないというのであれば、農業は女性に頼った部分が相当あるので、その理念を具体的施策で入れさせてくれないかということ。締結自体は確かに数字は落ちている。だから担当局としてはもしこれを出されると後ろ向きな感じにもなるので、私どもはこれを理念として入れるという表現方法にさせていただきたいと思う。

(委員)

- 期待している。
- 後継者がだんだん少なくなっているというのは新聞等でも出ているとおりのので、できれば農業経営でもどんぶり勘定ではないということを、家族経営協定でもってやるのだということを具体的な文言で示せるような形でやってもらえるとありがたい。

(会長)

- (5) にいく。6次産業化という言葉は私もここで勉強したのだが、これでよろしいか。

(委員)

- 6次産業化ということだが、TPPの問題などある中で本当に農業がやっていけるのかなという感じがする。
- 6次産業をすることによって、2次・3次の儲けもいただくということであれば農業もやっていけると思う。特に世羅とか安芸高田とか進んでやっているところもあるのでそういうのがよろしいかなと思う。
- ここには注とかはつけるのか。これだけ読んだらよくわからないと思う。
- 経産省も今年度から認め始めた言葉のようなので、注はいれた方がいいと思う。これから農商工連携というのを経産省を中心にやっている。

(会長)

- ユニバーサルデザイン化について加わったが、いかがか。

(委員)

- ここも注があった方がいいと思う。

(会長)

- 次の目標数値等はこれでよろしいか。公募制については広島県は導入していないのか。

(事務局回答)

- 公募制については、担当局の方で以前検討したというふうに聞いている。ただそのときは見送っていて現在もそれを維持しているということ。人選とかそういったところで難しいということで見送ったと聞いているので、今後また情勢が変われば検討もしていただけるのかなと思う。

(会長)

- 女性を登用していこうという具体的な計画として必要。

(事務局回答)

- 女性が手を上げやすいということはある。

(会長)

- 充て職になるとどうしてもということがある。

(委員)

- 市町がやっている。三次市・庄原市・安芸高田市とか。みなさん女性が公募制で入っている。

(会長)

- 広島市では大活躍されている。

(委員)

- 福山市でもそうだが、やはり公募制をしている審議会は女性が多いがしていない審議会は少ない。公募制は進めて欲しいと思う。

(事務局回答)

- 県の審議会委員を決めるに当たっては、必ず女性を入れるように担当課から通知を出している。また協議の段階でもチェックをしている。当然県として女性を増やすという意識は持っており、当面は其中で実施したいと思う。

(委員)

- 県の審議会に専門職が多く、なかなか女性が登用できないと聞いたことがある。例えば防災の分野だとか、資格者が女性にいないので女性もしっかりとそういった資格をとって欲しいと言っていた。
- 水防とか災害で技術はあまり関係ない。むしろ大事なことは男女共同参画の目線ではないか。
- 被災者には女性が必ずいるので、女性でないとわからないことがたくさんある。例えば赤ちゃんのこととか女性でないとわからないと思う。そういう点が必要。
- 市町の中には、防災は男性の仕事だと誤解しているところもある。それを改めないといけないと思う。
- 7月14日の災害のとき私たちのところでは自主防災本部をすぐに立ち上げて、そのときも女性の力がすごくあって、独居老人のところも全部女性が行ったし炊き出しも女性がするし避難所に泊るときも「男性だけだといけないのであなたいてください。」と言われた。避難所の市の職員は男性ばかりなのだが被害者は女性が多い。そういう意味でも女性の力は必要だと思う。

(会長)

- 防災と環境の問題に関しては、最後に確認したいと思う。男女共同参画の視点に立った防災ということがいろいろなところで言われるようになったので。

(事務局回答)

- 今防災の話が出たが、広島県交通安全対策会議とかコンビナート防災本部とか広島県防災会議等の5審議会は法令等により構成員の職務分野が限定されているということで、一般公募はなかなかしにくい分野。確かにそれらの審議会は女性の登用率は低い。その5審議会を除く率でいくと35%くらいいくのに、5審議会をいれると28%となるということはある。ただ、法令等により構成員が定められていることから、そうなっているということを補足させていただく。

(委員)

- 防災とは離れるが、弁護士会にこの案を持っていったときに女性の弁護士で行政の審議会委員をしている者が集まったのだが、みなさんがおっしゃるに、10人委員がいれば

女性は一人ぐらいで、この数年比率は変わっていない。一人いればもう女性は登用しているからいいでしょうという考えなのかなということだった。

(事務局回答)

- 県は3割以上になっている。通知等で指導しているの。

(委員)

- 市の方にも働きかけをしてもらいたい。福山市は減っている。

(会長)

- 常に情報を開示してもらい、女性が参画していくためにはどうしたらよいか検討していただきたい。

(事務局回答)

- 毎年の年次報告で、市町を含めた審議会の女性の登用状況は報告している。こういったもので、市町には会議等で働きかけるし、私たちとしてはできる限りのことはする。市町については年次報告の第4部で市町ごとに詳しく掲載している。

資料2 5ページ

(会長)

- 続けて5ページに行く。とにかく積極的に進むようにという皆さんの強い思いがあるのだと思うが、啓発やモデルや成果の情報提供となっている。特に最初の項目はここに女性の参画をと明記してあるので、かなり書いていただけたものと思っている。その他の項目等を含めて修正等の御意見はあるか。(特になし)

資料2 6ページ

では、6ページに行く。修正案に御意見はあるか。

(委員)

- 「積極的に提供し」とあるが、これは「情報提供」ではないか。

(事務局回答)

- これは、前段の「男女共同参画を取り巻く状況や先進的取組事例」を市町に対して提供する。提供するものは状況や取組事例ということ。

(会長)

- 文章的に「情報」を入れるかどうかということだが。

(事務局回答)

- 文章の表現は検討させてもらいたい。

(会長)

- 人づくりにいく。ここは「男性や若い世代」にも対応したということだが。

(委員)

- いいと思うが、できれば「男性にとっても暮らしやすく活性化する社会である」ということ、この「活性化」を入れてもらいたいと思う。つまり男女共同参画社会とは元気になる社会、地域を明るくし活性化する社会だということ。

(会長)

- 次はキャリア教育について解説を入れていただいた。(意見なし)

資料2 7ページ

7ページに行くが、この修正案についてはどうか。(意見なし)

続いて安心づくりにいく。この修正案についてはどうか。(意見なし)

資料2 8ページ

8ページにいく。(2)の誰もが安心して暮らし、自立できるための支援についての修正案はいかがか。(意見なし)

次に男女共同参画の視点に立った国際活動の推進というところに行く。この表現についてはどうか。特に現在実施しているJICAの研修に対する協力などは具体的施策の「情報収集及び提供」に含まれるという解釈か。

(事務局回答)

- この資料にはないが、答申案の14ページを御覧いただきたい。(1)の男女共同参画の視点に立った国際交流・国際協力・平和貢献を推進するための環境整備に含まれる。

(会長)

- それでは、積み残したものについて、まず防災についてたくさん意見を頂いていたと思うが。

(事務局回答)

- 答申案の14ページの一番下に入れている。

(会長)

- この表現でよろしいか。(意見等なし)

(会長)

- それでは、「女性に対する」と「男女間」ということの結論を出さなければいけない。8ページの2のところだが、項目から整理する。「女性の」専門相談員というところは「女性の」はつけないということで整理されているがどうか。

(委員)

- 広島県は県立広島病院では女性に対する診療は、女性医師が対応するということです。すすめてきたという経緯がある。女性の医療ですらそうだから、女性の家庭内の暴力被害については、男性が理解しにくいところがあるのであえて女性の専門相談員の必要性を主張したわけだが、ちょっとその辺が弱いかなという感じはする。別に女性に特化するということではなくて、女性の事情を鑑みると、特に中山間地域では言えることなのでそういう記載をしてもいいのかなと思った。

(事務局回答)

- 現実には、こども家庭センターの婦人相談員は全員女性。男性から相談があっても女性に対応している状況。

(会長)

- 市町レベルでは窓口でいろいろな問題が起きている。それは事実だが、今回は専門性というところに女性が含まれると解釈したいと思う。

では、「女性に対する」という文言に対して「男女間の」あらゆる暴力というところでどちらかで答申したいと思うが、もしも変更すると答申案13ページの下線のところを全部変えていくということになるがどうか。もう一つは今日的な課題としてセクシュアル・マイノリティーの問題がある。何も人間の間で起こる暴力が男女間だけとは限らない。

(委員)

- セクシュアル・ハラスメント等女性に対するとなると分りにくいと思うが、男女間になると余計難しいだろうか。

(会長)

- セクシュアル・ハラスメントというのは職場で起こるが、第1号は職場で妙な噂を流されたというものだった。以前セクシュアル・ハラスメントで日本企業がアメリカで何件も敗訴したときも、職場の環境がそれを放置したことに対して敗訴した。

(委員)

- パワハラはここでいう暴力とは違うか。

(会長)

- ここはセクハラ。暴力というものの中には含まれると思うが。

(事務局回答)

- 皆さんの御意見を聞いていると、第1次・第2次の男女共同参画基本計画を8年やってきても、「男女間の暴力の根絶」という理念が行き渡っていないので、国の計画に基づいて「女性に対する暴力の根絶」という形にしようということだが、県が「男女間」にこだわったのは行政としてドラスティックに変えていけない部分もちろんあるが、行政として皆さんに等しく意識を持っていただくという行政のしくみのところであり先鋭的にしたくないということと、審議会の中でいただいた答申を計画策定の中でなかなか変えにくいということがあって、審議会の中で御意見をいただきたいということ。御意見にもあるように、今まで余り変わっていないので、もっと積極的にということについては私たちも理念として持っているので、そのあたりを踏まえていただいて御検討いただきたい。

(会長)

- セクシュアル・マイノリティーの問題とか止まない女性に対する暴力とかそういうものが続く中で、暴力が個人間だけではなくてシステムとして存在してしまうということに関して「男女間」という言葉だけでは当てはまらないでしょう、ということ。

(事務局)

- 何かいい言葉はないだろうか。

(委員)

- たとえば、ストーカー規制法とか売春防止法とかに関する記述があるがこれは女性を保護するためにある法律ではないか。逆のケースはあるのか。それから民間シェルターを利用される方は男性がいるのか。だから「女性に対するあらゆる暴力の根絶」というのはごくごく自然な流れであって、むしろそこについて男女共同参画にこだわるのは不思議な感じがするのだが。だからいい文言があればそれにこしたことはない。また、児童ポルノも男児の被害があるのか。

(委員)

- 男児の被害はある。

(会長)

- だから、女性と子どもということになる。児童ポルノなどのメディアに関してたくさん意見が出たようですが、これで処理できたと考えていいか。

(事務局)

- 御意見を出された方々は誤解をされたというふう感じた。広島県が条例などの規制を強化するかのよう誤解をされていて、国の規制の枠を超えるような規制をする予定は全くないのに、その部分を記載したことでアニメなども規制されると誤解をされたようだ。

(委員)

- このような暴力は人間関係における強弱に基づいて行われるものではないか。
- では、女性を弱者と表現するか。
- それは、逆に反発がある思う。女性を弱者と決め付けるのかということになる。
- 「女性に対する」という言葉をとってしまえば、かえって何のことかわからなくなるし。
- 表題のところだけ「男女間」にして具体的施策については「女性に対する」にするという折衷案ではどうか。

(会長)

- でもその表題のところが一番重要ではないか。

(委員)

- 表題のところを「女性に対する」にして具体的施策のところを「男女」にするか。
- 表題は「あらゆる暴力の根絶」にするとかはどうか。

(会長)

- そうすると、さきほどの問題が出てくる。

(委員)

- これは、すべての人にわかるような言葉というのは難しい。
- 最低ライン具体的施策の中で、女性に対する暴力に力を入れていくのだという姿勢は残していただきたいと思う。
- 全体の表題は「男女間」にして。
- やはり具体的施策にはしっかり「女性に対する」が入った方がいいと思う。

(会長)

- やはり表題が大事。メッセージ性があるので。審議会では「女性に対する」にして欲しいとあって、県の方で計画をつくる段になってどうにもならなかったらそれもやむを得ないということでどうか。そういうことはめったにないそうだが。

(委員)

- そうなると、具体的施策の部分もすべて「女性に対する」になると理解してよいか。

(会長)

- はい。それで、そうやって見て、男性に対して書いていないよねというのが気になるなら、それは入れていいのだがちょっと思い当たりらない。ストーカー規制法のあたりは、「女性の」ととっていいとは思いますが。セクシュアル・マイノリティーの問題とかは男と女というだけでは問題は片つかない。組織と女ということもあるし。それらに関してきっちり配慮するという事は世界的な潮流。差別や人権の問題に触れたときにはセクシュアル・マイノリティーとかセクシュアル・アイデンティティーの問題は並列に書かれているのに、広島県は相変わらず男と女なのかと、まだ男女の間であることだけを

いっているのか、というのは私は大変おかしいと思う。そういうことで大変申し訳ないが「女性に対する」という言葉で答申はさせていただきたい。

(委員)

- 私も賛成だが、男性の立場というのがちょっと引かかる。男性の問題はどうかといわれたときに説明できるような言葉が必要だと思う。それがあれば通じるのかなと思う。

(会長)

- 一律に答申案の13ページに部分は「女性の」に変えてあるが、さきほど申し上げた、具体的施策のストーカー規制法と売春防止法のあたりは、「女性の」に特記せずに何か男女が関わってくるような表現をとってもいいとも思う。現行のものを変えるわかりやすい理論的根拠は「男女間」で2次にもわたって進めてきたけれども女性に対する暴力の問題というのは改善されずにむしろ積極的な対策が必要となると国の内外をあげて、それが重点目標となっている。それに私たちも呼応して計画を立てていったほうがいいと思われるということではないかと思われる。

(事務局)

- 今後のスケジュールだが、今回いただいた御意見などを答申に反映させて、会長と調整しながら答申を作成し、知事へ答申する。その後、パブリック・コメントと答申を公表する。その答申を踏まえて、今年度中に計画を策定する。

7 会議資料

<説明資料>

- 資料1 「広島県男女共同参画基本計画（第3次）」の中間取りまとめに関する県民意見の状況
- 資料2 「広島県男女共同参画基本計画（第3次）」の中間取りまとめ県民意見募集についての対応（案）
- 資料3 広島県男女共同参画基本計画（第3次）に盛り込むべき事項